

2019年2月22日

「公益通報者保護専門調査会報告書」に関する意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

公益通報者保護法は平成18年4月に施行されて以降、施行後5年を目途に見直しを行う旨が附則に記載されていたにも関わらず、いまだ法改正には至っていません。この間も企業の内部通報制度が機能せず大きな不祥事に発展した事例は後を絶たず、また通報者が不利益な取り扱いを受ける事例もなくなりません。

平成30年12月、公益通報者保護専門調査会による報告書が内閣府消費者委員会より内閣総理大臣への答申として公表されました。この法律を実効性のあるものとするためにも、消費者庁に対して、報告書に基づき提言された事項について、後退することなく早急に法改正に向けて取り組むことを求めます。その際、以下各論点について意見を申し述べます。

記

1.(1)イ 不利益取扱いから保護する通報者の範囲における「保護の対象とする退職者の範囲」について

(意見) 保護の対象とする退職者の範囲については、期間制限を設けるべきではありません。

(理由) 退職後も退職金に関しては分割払いや企業年金という形で支払われる場合があり、通報により退職金の返還請求等の不利益取扱いが想定されます。退職金等が支払われたかどうか、保護されるのかどうかの1つの基準になると、通報が萎縮する恐れがあります。その他、脅迫、損害賠償請求や前職照会という慣行による再就職妨害などの不利益取扱いは、期間を限定することなく行われることが想定されます。通報者保護の観点から、期間を限定する合理的な理由はないと考えます。

2.(1) 通報対象事実の範囲における「刑事罰の担保による限定」について

(意見) 提言に基づき、最終的に刑事罰の対象とならない規制違反行為のうち、行政罰や行政処分の対象となる規制違反行為の事実については、通報対象事実の範囲に追加すべきです。

(理由) 「どのような規制違反行為が含まれるのか示されない限り、曖昧なものが含まれるおそれが払拭できない」として、追加することに反対意見がありますが、行政罰

や行政処分の対象となる規制違反行為の事実は、一定の行為規範に違反する行為であり、その要件も法律で規定され、その範囲は明確であるので、通報対象事実の範囲に追加しても支障はないと考えます。

3.(1) 外部通報の保護要件における「2号通報の保護要件」について

(意見) 提言に基づき、2号通報における真実相当性の要件は緩和すべきです。

(理由) 要件を緩和すると2号通報が増え、行政機関が対応できないのではないかと、いうことを懸念して、要件緩和に反対する意見がありますが、一定の事由に該当する場合に真実相当性を不要とすることで緩和するケースなどは事業者側の行動にかなり問題がある事例であり、これによって行政機関が対応できなくなるほど通報が増えるということは考えられません。

6.(1) エ 通報体制の整備における「義務の履行を確保するための措置」について

(意見) 提言に基づき、内部通報体制の整備義務を履行していない事業者に対する行政措置を導入すべきです。行政措置の種類としては、助言、指導を行うほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には公表を行うことまで導入すべきです。

(理由) 内部通報体制整備の実効性確保ということからすれば、行政措置を導入すべきです。通報を理由として通報者に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置と一体的に運用されることが想定されることに鑑み、公表の制度まで導入することが不可欠です。

10.(1) 不利益取扱いをした事業者に対する行政措置、刑事罰における「行政措置」について

(意見) 提言に基づき、通報を理由として通報者に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を導入すべき、行政措置の種類としては、助言、指導を行うほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には公表を行うことまで導入すべきと考えますが、さらに命令制度を導入することも求めます。

(理由) 通報者が公益通報をしたことを理由に不利益取扱いを受ける事案がなくなりません。現行の民事ルールだけでは、不利益取扱いに対する抑止の効果が不十分と考えます。不利益取扱いに対する抑止の観点から、行政措置を導入すべきです。行政措置の内容に関して、公表まで導入することに反対意見がありますが、勧告を行っても是正されない場合に公表され、公表を行っても是正されない場合に命令が科される、というものであり、大半の事案(健全な運営を行っている事業者)は対象外になるものと考えられます。むしろ、違反行為の抑止という観点からは、公表の制度まで置いておくことが不可欠です。

「その他」報告書全体について

(意見) 今後、必要に応じて検討とされた論点については、引き続き検討を進め、速やかに法改正につなげていただくことを求めます。今後の検討にあたっては特に以下の点を要望します。

- (1) 通報者への不利益取扱いに対して、刑事罰を導入すること。
- (2) 立証責任の緩和について、通報者が解雇及びその他の不利益取扱い(降格・減給・配置転換等)を受けたときは、通報を理由として不利益取扱いを受けたことの立証責任を事業者側に転換すること。
- (3) 守秘義務について、通報者個人を特定し得る情報に関しては、通報窓口の担当者その他通報対応に関する業務に携わる者に守秘義務を課すこと。
- (4) 通報を裏付ける資料の収集行為について、免責されることを法に規定すること。
- (5) 通報者の範囲に、取引先等事業者を含めること。

以上